

放課後等デイサービス事業所 各位

障害保健福祉課長 久保田 尚宏

特別支援学校等の県立学校の分散登校の終了に伴う
放課後等デイサービス事業所の対応について

日ごろ、当市の障害福祉行政にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年5月21日浜健障第265号（以下、市通知という。）において特別支援学校等の県立学校に通う児童の報酬単価について、休業日単価を当面の間継続するとしていましたが、静岡県特別支援教育課からの通知を受け、報酬単価の取扱いを以下のとおりとします。

また、国の令和2年5月28日付事務連絡、令和2年6月3日付事務連絡を受け、市通知にて示していた市立小中学校、市立高等学校の報酬単価の取扱いを以下のとおり変更します。

記

1 特別支援学校等の県立学校の通常登校の開始について

通常登校開始日：令和2年6月8日（月）

※一部の特別支援学校では上記より以前に通常登校を開始している場合があります。

2 特別支援学校等の県立学校の報酬単価の取扱い

令和2年6月15日（月）より通常のとおりとします。

3 市立小中学校、市立高等学校の報酬単価の取扱い

変更前：令和2年6月1日（月）より通常のとおりとします。

変更後：令和2年6月15日（月）より通常のとおりとします。

※浜松市で支給決定している児童の取扱いとなります。他市町村が支給決定している児童の取扱いは後日、市HPに掲載します。

4 その他

その他の柔軟な対応は、当面の間継続し、取扱いを変更する際に通知します。

【お問い合わせ先】

浜松市障害保健福祉課指導グループ

☎457-2860 FAX457-2630

E-mail:syoghuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp